

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2022年3月28日時点	
~2022年3月27日	2022年3月28日~

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(IoT)	Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(IoT)
<p>別紙 IoT Connect提供条件等</p> <p>2 各メニュー等の提供条件等</p> <p>(2) IoT Connect Gateway</p> <p>A 提供条件</p> <p>(C) 申込みの条件</p> <p>a IoT Connect Gatewayの申込みは、<a href="#">次の順序により行うもの</a>とします。</p> <p><a href="#">(a) 事前にIoT回線となるIoT Connect Mobile Type Sについて固定IPアドレス利用の申込みを実施。</a></p> <p><a href="#">(b) その後、IoT Connect Gatewayの申込みを実施。</a></p> <p>b <a href="#">aの(a)場合</a>、IoT Connect Mobile Type Sの<a href="#">固定IPアドレス利用</a>の申込者は、その申込みに対応するIoT Connect Gatewayの利用の範囲において、その申込みにより払い出される固定IPアドレスその他のIoT Connect Mobile Type Sの利用情報が、当社によるIoT Connect Gatewayの申込受付確認及びその提供において利用されることに同意するものとします。</p> <p><a href="#">c IoT Connect Gatewayの申込みは、その申込みにおいてIoT回線となるIoT Connect Mobile Type Sのオーダ番号を単位として、オーダ番号に紐づく全てのIoT回線を対象に一括して行うもの</a>とします。</p> <p><a href="#">d IoT Connect Gatewayの申込みは、その申込みに係るIoT Connect Gatewayの契約IDとその申込みにおいてIoT回線となるIoT Connect Mobile Type Sの契約IDとが同一となるよう</a>に行うものとします。</p> <p>(D) 利用に関する設定の条件</p>	<p>別紙 IoT Connect提供条件等</p> <p>2 各メニュー等の提供条件等</p> <p>(2) IoT Connect Gateway</p> <p>A 提供条件</p> <p>(C) 申込みの条件</p> <p>a IoT Connect Gatewayの申込みは、<a href="#">IoT回線となるIoT Connect Mobile Type Sの申込みを行う際に、合わせて行うもの</a>とします。</p> <p>b <a href="#">aの場合</a>、IoT Connect Mobile Type Sの申込者は、その申込みに対応するIoT Connect Gatewayの利用の範囲において、その申込みにより払い出される固定IPアドレスその他のIoT Connect Mobile Type Sの利用情報が、当社によるIoT Connect Gatewayの申込受付確認及びその提供において利用されることに同意するものとします。</p> <p><a href="#">c IoT Connect Gatewayの申込みは、その申込みに係るIoT Connect Gatewayの契約ID及びテナントとその申込みにおいてIoT回線となるIoT Connect Mobile Type Sの契約ID及びテナントとが同一となるよう</a>に行うものとします。</p> <p><a href="#">d IoT Connect Gatewayの利用に際し、1のIoT回線あたりの月間の通信量が当社のサービスサイト (<a href="https://sdpf.ntt.com/">https://sdpf.ntt.com/</a>) に定める値を超えることが想定される場合には、IoT Connect Gatewayの申込みの前に、その利用形態や想定通信量等に応じたIoT Connect Gatewayの利用条件について、当社と協議していただきます。</a></p> <p>(D) 利用に関する設定の条件</p>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2022年3月28日時点	
～2022年3月27日	2022年3月28日～

<p>a～c (略)</p> <p>d aからcまでに定めるほか、IoT Connect Gatewayの利用の設定に関する次に掲げる事項等については、当社のサービスサイト (<a href="https://sdpf.ntt.com/">https://sdpf.ntt.com/</a>) に定めるところによります。</p> <p>(a) (略)</p> <p><u>(b) (略)</u></p> <p>(E) (略)</p> <p>(F) (略)</p> <p>(G) 契約者の義務          当社は、共通編第32条（契約者の義務）に定めるほか、次のとおり契約者の義務を定めます。</p> <p><u>a 契約者は、契約者によるIoT Connect Gatewayの利用設定に用途を限定して当社が契約者に無償貸与する設定用SIMカード（1の契約IDにつき1のSIMカードとします。）について、設定用SIMカードの利用用途を遵守し、また、設定用SIMカードを善良な管理者の注意をもって保管・管理する義務を負うものとします。</u></p> <p><u>b 契約者は、aの規定に違反して設定用SIMカードの利用用途外の利用を行ったと当社が認めたときは、当社が指定する期日までに、その利用用途外の利用部分についてその設定用SIMカードに係る電気通信サービス利用契約に基づく利用があったものとみなして当社が算定した費用の支払いを要します。</u></p> <p><u>c 契約者は、aの規定に違反して設定用SIMカードを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充・送付等に必要な費用を支払っていただきます。</u></p> <p><u>d 契約者は、IoT Connect Gatewayの解約により設定用SIMカードが不要となったときは、設定用SIMカードの含有物質（当社のサービスサイト (<a href="https://sdpf.ntt.com/">https://sdpf.ntt.com/</a>) において掲載します。）に基づき、自己の責任と費用負担において、法令に従い、設定用SIMカードを処分する義務を負うものとします。この場合、設定用SIMカードの所有権は、当該解約があった時点において、当社から契約者へ移転するものとします。</u></p>	<p>a～c (略)</p> <p>d aからcまでに定めるほか、IoT Connect Gatewayの利用の設定に関する次に掲げる事項等については、当社のサービスサイト (<a href="https://sdpf.ntt.com/">https://sdpf.ntt.com/</a>) に定めるところによります。</p> <p>(a) (略)</p> <p><u>(b) <a href="#">利用グループごとに設定可能なIoT回線の数の上限</a></u></p> <p><u>(c) (略)</u></p> <p>(E) (略)</p> <p>(F) (略)</p> <p>(G) 契約者の義務          当社は、共通編第32条（契約者の義務）に定めるほか、次のとおり契約者の義務を定めます。</p>
--	---

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2022年3月28日時点	
～2022年3月27日	2022年3月28日～
<p><u>e</u> (略)</p> <p><u>f</u> <u>e</u>の規定は、契約者又は第三者によるIoT Connect Gatewayの利用に関してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、同様とします。</p> <hr/> <p>B 料金算定方法</p> <p><u>(D)</u> IoT Connect Gatewayにおいては、日本標準時を用いて利用料金を計算します。</p> <p><u>(E)</u> (略)</p>	<p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> <u>a</u>の規定は、契約者又は第三者によるIoT Connect Gatewayの利用に関してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、同様とします。</p> <hr/> <p>B 料金算定方法</p> <p><u>(D)</u> (略)</p>